

希望は世論の力

高田 健さん(解釈で9条を壊すな！実行委員会)

私たちは、この4月以来多くの団体が集まって、集団的自衛権に対する反対行動を起こしてきました。安倍内閣は、国会で圧倒的多数を持っています。このような中、私たちには今希望があります。今日のこの集会もそうですが、この間の一連の集会が、様々な団体の人たちが、手をつないで共同行動を起こしていることです。こうした行動が、この歴史的に重要な平和憲法の危機を前にして全国で起こり始めていること、私は非常に重要だと思います。こうした行動を私たちがやり遂げることで、政府が一番恐れる世論と民衆の力を示して、運動を作る以外にないと思います。

皆さん、今日は日弁連の皆さんと一緒に、最後までデモ行進をやり抜きましょう。集団的自衛権の行使容認を絶対認めない、戦争する国にすることを認めない、そのような闘いを一緒にやっていきたいと思っています。



法律家は、憲法をこよなく愛する

閉会挨拶 高中正彦(日本弁護士連合会副会長)

私ども日弁連は、法律家の団体であります。

法律家は、憲法をこよなく愛します。憲法をどこまでも堅持いたします。憲法を守り、憲法を愛するということはどのようなことか。それは、平和を愛し、平和を守り抜くということです。さらに言えば、絶対に戦争をさせない、戦争はしないということです。法律家は、憲法を勉強しました。しかし、憲法をどう解釈しても、集団的自衛権行使容認は出てこない。絶対に出てこないのです。だから、われわれは憲法違反だと断言するわけです。今、弁護士会は、この集団的自衛権行使容認を廃止に持っていき、これに燃えています。各地の弁護士会がここに集まっています。のぼりを持っているのですが、ぜひここで掲げていただきたい。全員、のぼりを掲げましょう。お持ちののぼりを掲げましょう。これだけの弁護士会が、今、集団的自衛権行使容認の反対のために立ち上がっています。大きなうねりを今作っているところです。一緒に頑張っていきたいと思っています。



閣議決定は憲法違反！

「集団的自衛権」は、**ほんとうは**外国のために**戦争**することです。



「閣議決定撤回！ 憲法違反の集団的自衛権行使に反対する10・8日比谷野音大集会&パレード」発言録

JFBA 日本弁護士連合会

<http://www.nichibenren.or.jp/>

はじめに

2014年10月8日、私たちは日比谷野外音楽堂において、「閣議決定撤回！憲法違反の集団的自衛権行使に反対する10・8日比谷野音大集会&パレード」を開催しました(共催:関東弁護士会連合会他、協力団体:戦争をさせない1000人委員会、解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会、立憲デモクラシーの会)。

この集会で発言いただいた皆さんの言葉をリーフレットにまとめました。ぜひ目をとおしていただければと思います。



【司会】水地啓子、田邊護
(日本弁護士連合会副会長)

戦争は最大の人権侵害 人権は平和の中でしか守れない

開会挨拶 村越 進(日本弁護士連合会会長・日弁連憲法問題対策本部本部長)

私ども弁護士の最大の使命は、人権の擁護にあります。

日弁連は、その使命を達成するために存在していると言っても過言ではありません。**戦争は最大の人権侵害であり、人権は平和の中でしか守ることができません。**したがって、私たちは人権を守るために、平和を危うくするような動き、戦争の危険性を高めるような動きには反対しなければならない、私は、そう考えています。言い換えれば、私たち日弁連には、憲法前文と9条が定める恒久平和主義、これを守るべき責務があるのだと思います。



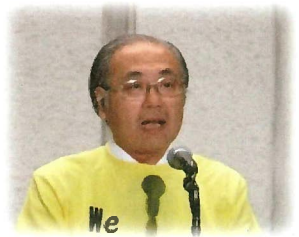
また、憲法はそもそも国家権力を縛るものですが、憲法前文において、日本国民は、政府の行為により、二度と戦争の惨禍が起きないようにという決意をしています。時の政府が、その一存で解釈を変え、閣議決定でこの憲法を実質的に変えてしまうなどということは、全くの背理であり、手続きを無視した憲法の破壊であり、立憲主義に反することは明らかであります。日弁連は、この点から

今回の閣議決定を容認することはできません。今は、あらゆる相違を超えて、幅広い国民、市民が、人権と平和と民主主義を守るために力を合わせるべきであると考えます。私ども日弁連も、法律家団体として、その立場と領域において全力を尽くす決意であります。皆さん、集団的自衛権の行使を許さないために、そして、閣議決定に基づく関連法の改正を許さないために、力を合わせて頑張りましょう。

戦後70年の転機に 山岸良太(日弁連憲法問題対策本部本部長代行)

さきの大戦の真摯な反省を踏まえて制定された日本国憲法は、戦後70年を迎えようとして、今大きな転機にあります。

基本的人権の擁護・社会正義の実現を使命とする日弁連は、立憲主義を堅持し、国民主権・恒久平和主義を守るため、全国の市民の方々と連帯して、集団的自衛権を容認する憲法違反の閣議決定に反対し、撤回を強く求めていきます。



閣議決定の集団的自衛権行使要件は、歯止めの名に値しない

宮崎礼壹さん(元内閣法制局長官)

集団的自衛権とは何か。自衛権と名前がついているので、自己防衛権の一種であろうというように考える人が、いまだにたくさんおられます。しかしこれは、違います。わが国が攻撃されていないにもかかわらず、自国と密接な関係にある他国が、第三国から武力攻撃を受けたことを理由にして、その第三国に対し、自ら今の自衛隊が武力を行使すること、これが集団的自衛権の定義であります。7月の国会の



集中審議におきましても、安倍総理、岸田外務大臣、お2人とも、この定義をお述べてになって、確認しておられます。わが国が外国から武力攻撃を受けているのか、そうではないのかという基準は、決定的な分水嶺です。従来、わが国は一貫して、この要件がないのに自衛隊が武力行使をすること、すなわち集団的自衛権を行使することは、憲法9条に違反すると解釈してまいりました。その要件がないのに武力を行使するということは、すなわち先制攻撃になってしまう、このよ

うに考えてまいりました。

本年7月1日になって、安倍内閣は重大な閣議決定をしました。集団的自衛権のいわゆる部分容認ということであります。それによれば、日本への武力攻撃がなくて、他国への武力攻撃があったという場合であっても、いわく、「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」が認められれば、自衛隊による武力行使ができるように憲法解釈を変更するというものであります。この答弁では、わずかな拡大のように見えます。そう言って、評価する方もおられます。しかし、読みようでいくらかでも広く解釈できる、適用できる基準でありまして、**歯止めの名前に値しない**と思います。

現に、7月の国会集中審議の際に、二つ注目すべき答弁がありました。一つは、安倍総理の答弁です。ご存じのとおりでございますが、ホルムズ海峡をイランが機雷封鎖するようなことがあったら、それは中東における石油に大部分の石油を依存する日本にとって死活的利害に関わる、したがって、新三要件というものに該当する可能性があるとおっしゃいました。すなわち、経済的危機であっても、この明白な危険に当たりうるということをおっしゃいました。二つ目は、岸田外務大臣の答弁です。日米同盟というのは、日本にとって死活的に重要であるから、米国が攻撃された場合は、新三要件下にあっても、日本の集団的自衛権発動の可能性は、他に比べて高いことを言われました。大体、集団的自衛権の行使というものが問題になりそうなことは、大部分は米国との関係であります。このように、限定になっていないのです。また、もともと限定にできるように認めたらうで、限定の歯止めをかけることができる筋合いのものではなかったと思います。そもそも、集団的自衛権を発動するときに、自分の国の国民・納税者に対して、これは、自分の国に対する利害はないのだけれども、派兵するのだというように説明する国がどこにあるでしょうか。必ず、自国の死活的利害に関わっているのだ、関わっていてもいるのだという説明をするに違いありません。

法制化の作業は、来年の春以降と言われております。しかしその間、この閣議決定を最高の号令として、防衛省や内閣法制局を含む行政機関、関係省庁は、集団的自衛権の行使のための膨大な法改正作業を進めてゆくことになるでしょう。また、新しい日米安保協力がガイドラインというものが年末に向けて策定されようとしていまして、事実上の対米約束というようになっていこうとしております。ぼんやりしてはいられないと思います。反対の声を上げて、広めていかなければならないと思います。

この「戦後」を、「戦前」にしてはならない

上野千鶴子さん(社会学者・戦争をさせない1000人委員会呼びかけ人)

10月8日は、私には特別な日です。47年前のこの日、京大生の山崎博昭君が羽田闘争で亡くなりました。私は彼の同期生でした。彼の死を受けて、山崎君追悼デモに参加したことが、私の生まれて初めてのデモ体験でした。10・8は反戦闘争でした。あの当時、ベトナム戦争は日本人にとって大変近く、日本はアメリカの戦争協力者でした。アメリカの戦争の共犯者になりたくない、あの当時には



切迫感がありました。今、日本国民の5人に4人が戦後生まれになったというのに、私たちは再び、他人の戦争に巻き込まれようとしています。集団的自衛権は、私たちをアメリカの戦争の共犯者にするのです。イラクでは、イスラム国を名乗る武装集団がフランス人やイギリス人を敵国人として処刑しています。アメリカの戦争に参戦すれば、日本人もイスラム国の敵国人となるでしょう。

来年は戦後70年、私たちは戦後をずっと生きてきました。この「戦

後」を、「戦前」にしてはなりません。

憲法を解釈だけで変えられる、だから7月1日は「壊憲」記念日

「壊憲」の「壊」は、破壊の「壊」です。今の政権は、すでに憲法を破壊しつつあります。解釈改憲の根拠として持ち出された砂川判決は、最高裁にまでアメリカが政治介入したことが暴かれつつあります。司法の中立性が損なわれた判決だったのに、それを解釈改憲の根拠にするなど、とんでもないことです。司法が、自ら司法に対する信頼を失わせるようなふるまいをすれば、日本は法治国家ではなくなります。

最近、司法への信頼を回復するような、画期的な判決がありました。大飯原発差し止め訴訟をめぐる福井地裁の判決です。判決文は、生命の価値と経済活動の自由とを天びんにかけてはならないと、きっぱり言いました。司法に良心があることを示した判決でした。今日の集会は、日弁連の主催です。法律の専門家たちの集団には、法に対する信頼を取り戻す責任があります。法が政治に左右されるほど空疎なものならば、皆さん方は、自分の職業に誇りを持つことができるでしょうか。内閣法制局長官も、そのもとで働く職員たちも、法の専門家です。彼らは、自分の仕事に誇りを持たないのでしょうか。

私たちは、今、立憲主義も、法治国家も、民主主義も骨抜きにされる危機に立っています。このような世の中を望んだわけではなかったのに、一体どうしてこうなってしまったのでしょうか。山崎君の死から50年たって、彼に申し訳ない思いです。かつて、私たちが若者だった頃、「こんな世の中に誰がした」と、大人たちに詰め寄りました。今、私たちは、「こんな世の中に誰がした」と、今どきの若者に詰め寄られたら、言い訳ができません。「あのとき、あなたは、どこで何をしていたの、どうして戦争を防げなかったの」と問われたら、答えることができないような大人にはなりたくない、そう思った初心を忘れたくないと思います。

過去を学び、記憶と知恵を将来につなげていこう

青井未帆さん(憲法学者・学習院大学教授)

今というこの時代、後に振り返った時に、あれは戦後平和主義の終わりだった、2014年は転換点だったと言われてしまうのではないかと危惧しております。私は戦後生まれの両親から生まれました。戦争を知る、両方の祖父も亡くなりました。戦争を知る世代から、戦争を直接的には知らない世代へ世代が転換する中、私たちは来方、行きし方を、世代を跨ぎながら語りうる、残り少ないチャンスに向き合っているのではないのでしょうか。

「過去に盲目である者は、現在においても盲目である」。

ドイツ敗戦から40周年の1985年、当時の西独大統領ワイツゼッカー氏の有名な言葉です。私は、このスピーチを大学への通学途中で読み、衝撃に涙し、**過去を学び、将来につなげていこうと心に誓いました。世代間で記憶を、知恵を伝えていかななくてははいけない。**人間のなしてきた蛮行を反省することなしに、私たちは未来を作っていくことができません。知恵や知識の継承というものは、私たち一人ひとりの問題であるはずで

憲法研究者として私が意識せざるをえないことは、権力の統制に最終的には失敗してしまった明治憲法の問題です。そのため日本国憲法は、権力、それも生の暴力ともなりうる実力の統制を課題とし、この課題は、戦後政治の中、相当に真摯に取り組まれてきました。しかし、今、私がおそれていることは、現在の日本政治の中で、憲法がなくなっているのではないか、あるいは極めて軽くなっているのではないかということです。

安倍首相がまだ首相でなかった頃、次のように述べています。「日本国憲法は、自分たちが専制や隷従、圧迫と偏狭をなくそうと考えているわけではない、いじましいのですね、みつともない憲法です」。最近では、安保法制懇座長代理が「憲法は最高法規ではなく、上に道徳律や自然法がある。憲法だけでは何もできず、重要なのは具体的な行政法である。その意味で、憲法学は不要だとの議論もある」と述べている。私は、この言葉を聞いたときに、非常に衝撃を受けました。政治がなされるに当たっては、越えていけない一線がある、矩がある、これが立憲主義の意味であります。**政治は、憲法に従わなくてはならない。**無制限な権力を行使したいという欲望を抑えて、矩を守るといことは、今日の国際標準的な考え方でもあります。わが国の政府も、他国の政府に向かって法の支配を説いていることから、これが国際標準であることは明らかです。



しかし、今般の政治には、統制されない権力を欲する姿勢が、ちらちらと垣間見られ、非常に不安です。特定秘密保護法、日本版NSC法、そして今回の集団的自衛権、いずれも根っこは一つであると言わなければならない。相互に関係しております。最高法規である憲法を見失えば、糸の切れた凧になってしまう。権力は、しかるべき手続きに従って、しかるべき内実を伴いながら、行使されなければならない。このことは、多くの犠牲を払いながら、私たち人間が学んできたことであるはずで、世代の転換期に当たり、知恵と経験を引き継いでいきたいと思います。

安倍さんの積極的平和主義とは、武装し戦争すること

中野晃一さん(上智大学教授・立憲デモクラシーの会呼びかけ人)

政治学をやっております。法律をソーセージに例えると、これまでは内閣法制局が頑張っていて、どんな法律でも、それなりに食べられるものにでき上がっているわけです。政治学は、ソーセージができる過程を見るもので、くず肉や筋や骨が交じったり、よくわからない添加物が入ったりというようなことがあるわけですが、こうして、私のような政治学者が、憲法学者や日弁連の方たちと一緒に立ち上がっているということは、およそくず肉どころか入ってはいけな入っている法律が今作られようとしている、そのための閣議決定がなされたということなのではないかと思っております。

政治学者の私見として、集団的自衛権、そして安倍さんがやろうと言っている「積極的平和主義」とは何かということ調べてみました。しかし、どの報告書を見ても、「積極的平和主義」のきちんとした定義はなされていない。私が唯一見付けることができたのは、日本経済新聞で安保法制懇の北岡伸一教授が、「積極的平和主義とは、消極的平和主義の逆である。消極的平和主義とは、日本が非武装であればあるほど、世界は平和になるという考えにある」と書いていました。結構、正確に定義しているのです。「積極的平和主義」とは、**日本が抑止力を高めれば高めるほど、要は武装すればするほど平和になる**という、消極的平和主義と彼らが呼ぶものの真逆の考えであるようなのです。



また安倍総理は、外遊先のシャングリラ・ダイアログという場での5月30日の演説で、こんなことを言っています。「国際社会の平和安定に多くを負う国ならばこそ、日本は、もっと積極的に世界の平和に力を尽くしたい。積極的平和主義のバナーを掲げたいと、そう思うからです。自由と人権を愛し、法と秩序を重んじて戦争を憎み、ひたぶるに、ただひたぶるに、平和を追求する一本の道を、日本は一度としてぶれることなく、何世代にもわたって歩んできました。

これからの幾世代、変わらず歩んでいきます」。日本は何世代にもわたって、ひたぶるに平和を追求する道を歩んできたと言ってしまうのです。これでは、あの戦争は何だったのだろうか。一体、なぜ何世代にもわたって平和を追求してきたと、安倍さんは言ってしまうのか。彼の大好きな靖国神社には子ども向けに「靖国Q&A」というものがあり、「靖国で祀られている神は誰なのですか」という問いに、「戦争は本当に悲しい出来事ですが、日本の独立をしっかりと守り、平和な国として周りのアジアの国々と共に栄えていくためには、戦わなければならなかったのです。こういう事変や戦争に尊い命をささげられた、たくさんの方々が靖国神社の神様として祀られています」とある。そこに平和を祈りに行くのが、安倍さんなのです。

私は、9条を擁してきた日本国民がノーベル平和賞を受賞するか、ドキドキしながら見守っているのですが、安倍さんがこのまま行くと、あの授賞式にこのこ出て行って、そしてこのシャングリラ・ダイアログの演説をコピペして、またもう一回読むのではないかとおそれています。

必ず閣議決定を撤回させて、われわれの手に主権を取り戻せるように、一緒に頑張りましょう。

戦地に行くのは、集団的自衛権行使を決めた人ではない

三木由希子さん(NPO法人情報クリアリングハウス理事長)

情報公開の問題をやっています。もっと政府に対して情報の権利を持つべきだということで、活動がスタートしました。今回、集団的自衛権の問題が出てきて、当時の話を思い出しました。集団的自衛権行使を決めていく人、それから、その結果を背負うことになる人というのは、実は別の人であるということです。**戦地に行くのは行使を決めた人たちではありません**。戦争に巻き込まれたとき、多くの影響を受けるのは、これもやはり決めた人ではありません。私たち一人ひとりです。私たちは、政府や政治に対してきちんと意見を言い、自分たちの権利をもっと主張していくべきである。私たちは、平和に生きていきたいと願っている。そのことをもっと言うべきであると振り返って思うわけです。

政府や政治は、とても弱くなっているのではないかと、集団的自衛権の議論を見ていて感じます。多くの方が反対の意見を言い、さまざまな問題点を指摘し、議論をしたいと願っていたはずですが、現実には、私的懇談会というお友達同士で議論を行い、最大多数という与党の力をもって押し切っていく。決められる政治と言う一方で、多様な意見や異なる意見との対話ができている、実はとても弱い政府や政治になっていると強く感じます。多様な意見や多様な考え方を受け止められる強い政治や政府であってほしいと考えます。



国会の質疑で集団的自衛権の行使の根拠は特定秘密となりうるとの答弁が出た、との報道を目にしました。実際に安全保障の問題は、私たちが知らないところで、いろいろなことが決まっています。「安全保障の問題は、機密が多いのは当たり前だ。ここでは失敗は許されないの、何もなかったと、秘密の中でやったことによって、何も起こらなかったということが成果なのだ」と言った方がいました。知らないところでこっそり平和を守っていることが、安全保障の分野に関わっている人たちのメンタリティーなのだと感じました。でも、こっそり平和ということは、私たちが本当に望んでいるものなのか。

結果的に平和だからいいではなくて、平和を獲得していくために一人ひとりができることをする、社会を作っていくことが、とても大事だと思います。何も知らされないで結果がよかったでしょうということは、社会を絶対に強くないと思うわけです。私自身は、平和はそれほど簡単なものでもない、9条があれば平和だというようにも思いません。むしろ悩みながら、格闘しながら、みんなで獲得していくものであるべきだ。そこに多くの方がいろいろな意見を言い、賛同していく、そのような社会であってほしい。その中では、特定秘密保護法というものは、実はとてもじゃまな存在になっていると思います。

情報公開を求める理由は、知って、自分たちで判断をしていきたいということに尽きます。そのことが、私たちが本当に望む社会を作っていくと考えています。一人ひとりが声を上げながら社会を作っていく、そのようなことをやっていきたいと思えます。皆さん、頑張りましょう。